

事業者向け 各種賃上げ支援制度のご案内

～大胆な賃上げに取り組む皆さま～



中小企業向け 賃上げ促進税制

- 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大 **40%** を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。
- 雇用者全体の給与等支給額を前年度比で 1.5%以上増加させた場合は **15%** 税額控除、2.5%以上増加させた場合は **30%** 税額控除できます。
- 教育訓練費を前年度比で 10%以上増加させた場合は、**追加で 10%** 税額控除できます。

問合せ 中小企業税制サポートセンター TEL03-6281-9821



事業再構築補助金

○事業概要：新分野展開や業態転換等に係る設備投資等を補助します。

	成長枠	グリーン成長枠	
		エントリー	スタンダード
上限	最大 7,000 万円	最大 8,000 万円 (中堅 1 億円)	1 億円 (中堅 1.5 億円)
補助率	中小	2 分の 1 (大規模賃上げ達成で 3 分の 2)	
	中堅	3 分の 1 (大規模賃上げ達成で 2 分の 1)	

事業終了後、3～5年の間に一定水準以上の賃上げ等で上限 **3,000 万円** 上乗せ

問合せ 事業再構築補助金コールセンター TEL0570-012-088



ものづくり・商業・サービス補助金

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発やプロセス改善等に係る設備投資を支援します。
- 補助上限：最大 4,000 万円等 一定の賃上げで上限額を最大 1,000 万円引上げ
- 補助率：中小 2 分の 1～3 分の 2

問合せ ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL050-8880-4053



事業継承・引継ぎ補助金

- 事業概要：事業継承やM&Aに係る設備投資等を支援します。
- 補助上限：最大 600 万円等 一定の賃上げで上限額を最大 800 万円まで引上げ
- 補助率：2 分の 1～3 分の 2

問合せ 事業継承・引継ぎ補助金事務局(経営革新事業) TEL050-3615-9053



業務改善助成金

- 事業概要：生産性向上に資する設備投資などを実施し、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げる場合に、その設備投資などに要した費用の一部を支援します。
- 補助上限、補助率：最大 600 万円、4 分の 3～10 分の 9
事業所規模 30 人未満の事業所について補助上限額を引上げ等

問合せ 業務改善助成金コールセンター TEL0120-366-440



キャリアアップ助成金

- 事業概要：非正規雇用労働者を正社員として雇用した場合や、非正規雇用労働者の処遇を改善した場合に事業主に支給される助成金です。
- 助成金の金額：各コースにより異なります。正社員化コース・障害者正社員化コース等

問合せ 鹿児島労働局職業対策課 TEL099-219-5101

医療費助成制度のお知らせ

■問合せ 福祉課社会係 TEL73-5612

共通事項

- ・対象となるのは、保険診療が適用された入院・通院・調剤・訪問看護・柔道整復施術療養費です。
- ・保険診療外(検診料、予防接種、入院時の食事代等)や災害共済給付(スポーツ保険)を受けた場合は助成対象外です。
- ・社会保険等の方で高額療養費および付加給付金がある場合は、先に高額療養費の申請手続きをしてから決定通知書と領収書(原本)を提出してください。自己負担額から決定額を控除した額を助成します。
- ・助成金振込日が金融機関の休業日の場合は、前営業日の振り込みとなります。
- ・生活保護受給世帯は医療費助成の対象にはなりません。

子ども医療費助成制度

区分	子ども医療費助成事業	子ども医療給付事業
対象者	(~令和5年5月) 0歳から15歳までの子ども (令和5年6月~) 0歳から18歳までの子ども	0歳から18歳までの住民税非課税世帯の子ども
支給方法	自動償還払い(窓口で一旦支払い、後日市から振込)	現物給付(窓口での支払い不要)
受給資格者証の色	水色	オレンジ色
助成金振込日	最短で受診月から2カ月後の26日 福祉課に直接申請をした場合は、申請月の翌月26日	
手続等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の窓口で受給資格者証を提示してください。 ※受給資格者証を提示し忘れた場合や県外の医療機関を受診した場合は、窓口で一旦お支払いいただき、領収書等を持参の上、福祉課で申請をしてください。 	

※子ども医療給付事業対象者で他の医療費助成制度も対象となる子どもについては、併用ができないためどの制度を利用するか選択する必要があります。
※税の修正申告等により課税状況に変更があった場合は、該当事業が変更になる場合がありますので福祉課までお知らせください。

子ども医療費助成事業の対象が18歳までに拡大されます

課税世帯の助成対象年齢について、令和5年6月1日以降の診療分から、18歳までに拡大されます。
この助成を受けるためには登録申請が必要となります。
対象：平成17年4月2日から平成20年4月1日生まれの方
※詳細は折込チラシをご覧ください。

◎18歳は、18歳に達する日以後最初の3月31日まで。

重度心身障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度

制度名称	対象者	手続き等
重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の1級または2級の方 ・知能指数35以下(療育手帳のA1、A2、B1の一部)の知的障害の方 ・身体障害者手帳の3級で知能指数50以下の方 	<p>■助成申請手続き</p> <p>受給資格者証、健康保険証、印鑑、医療機関等の領収書を持参し、福祉課窓口で申請手続きを行ってください。 ※郵送での申請も受け付けています。</p> <p>■申請期間</p> <p>申請する前の月の診療分から申請受付を行います。なお、医療費助成金の申請期間は診療月から2年間です。 例：令和5年4月に申請できるのは、令和3年4月から令和5年3月診療分まで</p> <p>■助成金振込日</p> <p>申請月の翌月18日</p>
ひとり親家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭の父と児童または母子家庭の母と児童 ・父母のいない児童 ・父または母が法に定める障害の状態の児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・父または母が1年以上遺棄している児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 <p>※所得制限あり。 ※重度心身障害者医療費助成対象者を除く。</p>	